

特別借換

ご利用いただける方

「[ご利用いただける方](#)」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）及び（２）を満たす方

- （１）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （２）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

※ 本制度で借り換える借入金の内容、今後の取組内容、経営実績、今後の見込等を記載した計画で、金融機関を経由して保証協会に提出していただくものです。

融資条件

資金使途	運転資金 (原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。)
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
融資期間	10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6ヶ月以内）
融資形式	証書貸付
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1
必要書類	「 共通書類 」のほか、「特別借換」事業計画書。 なお、セーフティネット保証を利用する場合には、区市町村長の発行する認定書を要します。